1.屋外広告物許可・更新申請の手続きは、以下の書類が2部必要になります。富士市都市整備部建築土地対策課窓口に提出してください。申請を郵送で行う場合は切手付きの返信用封筒が2部必要になります。また、審査をする上で条例に適合していることを確認するために資料を別途求める場合があります。ご了承ください。

なお、申請に関する質問・事前相談は随時受け付けております。次ページ下部の連絡先までご連絡ください。

2.各申請広告物については番号を付け、一覧表と一致するように表記してください。更新申請時には、更新案内に同封した内訳書に記載の番号と一致させてください。

3.**審査は書類に不足・不備が無ければ2週間前後かかります。**また、審査には許可・更新申請のいずれも、審査手数料が発生します。審査後に納付書を発行いたしますので、指定の金融機関でお納めください。納付後に領収書をFAX等でお送りいただけましたら許可書/更新通知書を発行します。なお、**許可/更新前に設置した広告物は除却対象となります。**

●許可申請時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 屋外広告物許可申請書 | | 右上の日付は書類作成日を記入してください。  「広告物を表示し、または掲出物件を設置する場所」欄は、**住所ではなく土地（建物）登記簿謄本に記載されている地番を記入してください。** |
| 堅ろうな広告物管理者設置届 | | 堅ろうな広告物（工作物の確認申請が必要な広告物）については、必ず届出が必要になります。 |
| 工作物の建築確認通知書の写し | | 工作物の高さが4mを超える場合、工作物の確認申請が必要になります。 |
| 広告物一覧表 | | 申請に複数の広告物がある場合は添付してください（次ページ参照）。 |
| 設置場所案内図 | | 住宅地図等を用いて設置位置を表示してください。 |
| 設置場所位置図 | | 敷地内での広告物の位置及び向きを表示してください（次ページ参照）。  建物又は工作物に表示する場合は、これらの位置を図示してください。 |
| 広告物の仕様及び設計を表す図面 | | 構造・寸法・部材等が分かる図面を添付してください。 |
| 色彩及び意匠を示す図面 | | 表示の内容（文字・図柄等）をマンセル値等を用いて図示してください。 |
| 土地  (建物)  所有者  および  使用  承諾書  関連 | 土地（建物）登記簿謄本の原本  土地（建物）使用承諾書  の写し  印鑑証明の原本  （使用承諾書が直筆以外の場合） | 自家/案内/一般広告物問わず必要になります。  壁面の広告や屋上広告塔のように建物に広告物を設置する場合は建物登記簿謄本を、塀広告や野立広告塔のように土地に直接広告物を設置する場合は土地登記簿謄本を、どちらにも設置されている場合は両方添付してください。  土地（建物）使用承諾書の写しについては、自己所有地（建物）に掲出する場合は不要です。自己所有地（建物）以外に掲出する場合は、広告物を設置する土地（建物）について所有権の過半が承諾していることがわかる使用承諾書を添付してください。  土地（建物）使用承諾書が直筆の場合、印鑑証明については不要です。 |
| 公正証書の写し | 土地（建物）登記簿謄本の原本および土地（建物）使用承諾書の写しの代わりにこちらを添付していただいても構いません。 |
| 点検報告書 | | 既存構造物を使用/未申請広告物を申請する場合は添付してください。  工作物の高さが4mを超える場合は、資格者欄1～4に該当する方の点検が必要になります。それ以外については5の括弧内に「なし」と記入してください。 |
| 設置場所のカラー写真 | | 広告物を設置する予定地、表示する建物等の敷地全体及び前面道路の撮影されている写真を添付してください（次ページ参照）。 |

更新申請時に必要な書類・添付書類作成例は次ページ参照

●更新申請時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 屋外広告物許可期間更新申請書 | | 右上の日付は書類作成日を記入してください。  「広告物を表示し、または掲出物件を設置する場所」欄は、**住所ではなく土地（建物）登記簿謄本に記載されている地番を記入してください。** |
| 堅ろうな広告物管理者変更届 | | 更新時に堅ろうな広告物管理者を設置・変更した場合は添付してください。 |
| 広告物一覧表 | | 申請に複数の広告物がある場合は添付してください（例参照）。 |
| 設置場所位置図（自家広告物のみ） | | 敷地内での広告物の位置及び向きを表示してください（例参照）。  建物又は工作物に表示する場合は、これらの位置を図示してください。 |
| 土地  (建物)  所有者  および  使用  承諾書  関連 | 土地（建物）登記簿謄本の原本  土地（建物）使用承諾書の写し  印鑑証明の原本  （使用承諾書が直筆以外の場合） | 自家/案内/一般広告物問わず必要になります。  壁面の広告や屋上広告塔のように建物に広告物を設置する場合は建物登記簿謄本を、塀広告や野立広告塔のように土地に直接広告物を設置する場合は土地登記簿謄本を、どちらにも設置されている場合は両方添付してください。  土地（建物）使用承諾書の写しについては、自己所有地（建物）に掲出する場合は不要です。自己所有地（建物）以外に掲出する場合は、広告物を設置する土地（建物）について所有権の過半が承諾していることがわかる使用承諾書を添付してください。  土地（建物）使用承諾書が直筆の場合、印鑑証明については不要です。 |
| 公正証書の写し | 土地（建物）登記簿謄本の原本および土地（建物）使用承諾書の写しの代わりにこちらを添付していただいても構いません。 |
| 点検報告書 | | 工作物の高さが4mを超える場合は、資格者欄1～4に該当する方の点検が必要になります。それ以外は5に○を付けた上で括弧内に「なし」と記入してください。 |
| 設置場所のカラー写真 | | 申請が出ている広告物及び事業地全体が写った写真を添付してください（例参照）。 |

**なお、既存の申請に広告物を追加する場合は事前に建築土地対策課までご相談ください。**

●添付書類作成例

広告物一覧表（例）　　　　　　　　　　　　　　　　　設置場所位置図（例）

**Ⓐ**

**Ⓑ**

**Ⓒ**

**Ⓓ**

**②（両面）**

**①**

**④**

**③（片面）**

広告物一覧表　　　　　　　　　　　　　単位：ｍ、㎡

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 広告種別 | 表示内容 | 縦 | 横 | 面数 | 高さ | 面積 | 照明 |
| ① | 屋上広告板 | 〇〇商店　□□店 | 1.60 | 2.40 | 1 | 2.10 | 3.84 | 有 |
| ② | 野立広告塔 | 〇〇商店　□□店 | 2.00 | 2.00 | 2 | 8.00 | 8.00 | 有 |
| ③ | 野立広告板 | △△ | 0.80 | 1.20 | 1 | 3.50 | 0.96 | 無 |
| ④ | 壁面広告（建物東面） | 〇〇商店　□□店 | 0.60 | 9.00 | 1 |  | 5.40 | 有 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

合計：17.24㎡

設置場所のカラー写真（例）

**写真①**

**写真②**

**写真③**

**写真④**

屋上広告板（南面）

縦1.60m 横2.40m

高さ 2.10m

照明　有

野立広告塔（両面）

縦2.00m 横2.00m

高さ8.00m

照明　有

野立広告板（片面）

縦0.80m 横1.20m

高さ3.50m

照明　無

壁面広告（建物東面）

縦0.60ｍ 横9.00m

照明　有

**全体写真**

**Ⓐ**

**全体写真**

**Ⓑ**

**全体写真**

**Ⓒ**

**全体写真**

**Ⓓ**

北西面

全体写真Ⓐ

北東面

全体写真Ⓑ

南西面

全体写真Ⓒ

南東面

全体写真Ⓓ

連絡先：富士市役所建築土地対策課　土地埋立対策室

Tel：0545-55-2796 Fax：0545-53-2773

E-mail：kentochi@div.city.fuji.shizuoka.jp